

市第211号議案

平成26年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）

平成26年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

提 案 理 由

緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業等の繰越明許費を設定したいので提案する。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	みどり保全創造費 事業	みどり保全創造費 事業	52,000
		緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業	千円
1	みどり保全創造費 事業	みどり保全創造費 事業	10,000
		農とふれあう場づくり事業	
設 定 額 合 計			62,000